

定額減税しきれないと 見込まれる方への給付金(調整給付金)

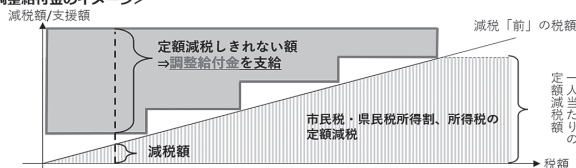
税務課 市民税係



■「調整給付金」とは？

国のデフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人について、令和6年度市民税・県民税所得割から1万円、令和6年分所得税から3万円の「定額減税」が行われています。その際、定額減税しきれないと見込まれる方に対して、定額減税しきれない額を「調整給付金」として支給します。

＜調整給付金のイメージ＞



■支給手続き

支給対象者のうち、公金受取口座を登録されている方へ「お知らせ」、公金受取口座の登録が無い方へ「確認書」を8月下旬にお送りします。

【「お知らせ」が届いた方の手続き】

通知内に記載の給付金額と公金受取口座等を確認し、変更の必要がない場合は、以後の手続きは不要です（公金受取口座へ9月下旬に支給予定です）。

【「確認書」が届いた方の手続き】

通知内に記載の給付金額を確認のうえ、必要事項を記入し、本人確認書類等のコピーと一緒に小諸市役所まで返信してください（受付後1ヶ月程度で支給予定です）。

■オンライン申請をご活用ください

確認書に記載の2次元コードから、オンライン申請も受け付けます。

本人確認書類等のコピーが不要など手続きが簡略なうえ、郵送時間が無くなることで支給までの時間を短縮できます。



詳細は市公式HPからご覧になれます▶

■支給対象者と支給金額

【支給対象者】

市民税・県民税所得割と所得税の少なくとも一方を納められている方のうち、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方

【支給金額】

市民税・県民税所得割と所得税で定額減税しきれない額を合算し、1万円単位に切り上げた額

令和6年度 新たな住民税非課税等世帯 給付金

福祉課 保護社会係

令和6年度の住民税算定の結果、新たに対象になった世帯には、1世帯当たり10万円が世帯主に給付されます。

▶対象世帯

R6/6/3に小諸市に住民登録があり、世帯の全員の令和6年度の住民税が、非課税または均等割のみの世帯



※今年2月と3月に実施された物価高騰重点支援給付金(7万円または10万円)の対象世帯は、今回の給付金の対象にはなりません。

令和6年度 子育て世帯への加算給付金 (こども加算)

こども家庭支援課
こども保育係

左記の「令和6年度新たな住民税非課税等世帯給付金」の対象となった世帯のうち、18歳以下の児童が属する世帯に対して、児童一人当たり5万円を支給します。

▶対象世帯

令和6年度新たな住民税非課税等世帯給付金の対象となった世帯の世帯主

※令和5年度対象世帯は対象外です。



▶対象児童

基準日(R6/6/3)時点において、対象者(世帯主)と同じ世帯の18歳以下の児童(H18/4/2生まれ以降)

●共通事項

対象世帯には「確認書」を郵送済みです。
添付書類とあわせて、提出してください。

▶申請期限 R6/10/31(木) 必着